

令和8年6月17日（水曜日）

## 厚生委員会

### 第3委員会室

#### 出席委員

重田一政、前川藤枝、中西祥子、竹尾浩司、  
八木隆次郎、竹中隆一、萩原唯典、三浦充博、  
西村しのぶ

#### 開会

9時55分

#### 市民局

9時55分

#### 陳謝

・マイナンバーを誤って付番するという事務処理誤りの発生について

#### 職員紹介

#### 前回の委員長報告に対する回答

・姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、マイナンバーカードの更新手続に伴う住民窓口センター等の混雑緩和の観点からも、姫路郵便局と同等の事務を行う郵便局が少しでも増えるよう日本郵便株式会社と交渉を続けられたい。

また、誤った説明によるトラブルを防ぐため各郵便局職員に対する事前の研修を徹底されたいことについて

指定郵便局におけるマイナンバーカード関連の取扱事務の拡充については、本庁及び出先機関での混雑緩和や市民の利便性の向上にも寄与することから、カード更新等対象者数の今後の推移や郵便局における利用実績を踏まえ、日本郵便株式会社と協議を継続していきたい。

また、令和8年度から新たな事務を取り扱う郵便局に対しては、正確な事務を遂行するため、総務省の事務処理要領やマニュアルに基づき、制度の理解や法令順守、システム操作手順等について、日本郵便株式会社と連携しながら研修を実施する。

・令和8年度以降の消費者教育の推進について、計画の策定から期間の定めのない指針と取組に分けて策定することにより柔軟な事業実施を可能にする変更を行うとのことであるが、昨今の詐欺等の手口は巧妙化し、その被害も若年層からシニア層まで幅広いことから、本変更により期待される効果が最大限発揮できるようしっかりと取り組まされたいことについて

消費者教育については、幅広い年代の消費者へ必要

な情報を適切に届けることが重要であることから、市政モニターを対象に加えたアンケートを実施することなどにより、適時、事業効果の検証に努め、消費者を取り巻く環境の変化に対応した消費者教育を実施し、今回設定した目標が達成できるよう取り組んでいきたいと考えている。

・自治会の振興策について、他都市で制定されている自治会加入を推進する条例について、本市においても早期に、条例を制定すべきとの決議が前回定例会において全会一致でなされたことについて

同決議を重く受けとめ、早期の条例制定を目指し、令和8年第2回定例会に市長の附属機関として、当該条例の具体的な内容を審議する審議会の設置に係る条例議案を提出している。

同議案が議決されれば、審議会での様々な意見を参考にしながら、条例の早期制定に向け、スピード感を持って取り組んでいきたい。

#### 付託議案説明

- ・議案第52号（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会条例について
- ・議案第54号 姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について
- ・議案第78号 姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について

#### 報告

- ・置塩サービスセンターの置塩公民館への移転について
- ・窓口サービスの最適化に向けた取り組みについて

#### 質疑・質問

10時12分

（質問）

窓口サービスの最適化に向けた取組の一環として午前9時から午後7時までであった飾磨支所の窓口受付時間を令和8年10月1日より午前10時から午後6時までに変更することだが、それによりどのようなメリットがあると考えているのか。

（答弁）

従来の受付時間では勤務時間が9時間となることから交代勤務が必要となっており、人員確保が難しいという課題があったが、受付時間を短縮することでそれが不要となり、窓口サービスの質を維持しつつ、持続可能な運営体制を確保できると考えている。

(質問)

今回の受付時間の変更によって短縮された時間帯の利用率はどの程度であったのか。

また、短縮された時間帯での利用を希望する市民への対応はどのように考えているのか。

(答弁)

午前 9 時から午前 10 時までの利用率は約 9%、午後 6 時から午後 7 時までの利用率は約 8%である。

午前中については午前 9 時から開所している支所等の施設が 26 施設あるため代替可能であると考えている。

午後においても他施設より 1 時間は長く開所しているため一定の需要には対応できていると思うものの、どうしても短縮された時間帯での利用を希望する市民に対しては、休日の利用は引き続き可能であることや、駅前市役所において予約制を導入することで待たずに手続ができることを案内し、理解を求めたい。

(要望)

午後 6 時以降の飾磨支所の利用を希望する市民には駅前市役所か休日の利用を案内するとのことだが、当日中に手続を完了する必要がある人もいられるため、事前周知を徹底されたい。

(質問)

市役所本庁、飾磨支所及び駅前市役所での手続件数はどの程度あるのか。

(答弁)

住民窓口センターで所管する手続は市全体で月平均 8 万 5,000 件受け付けており、市役所本庁 1 階の住民窓口センターでは月平均 3 万 4,000 件を受け付けている。また、飾磨支所では月平均約 1 万件、駅前市役所では月平均約 7,000 件を受け付けている。

(質問)

令和 7 年度には市役所本庁の窓口受付時間を短縮したが、それによる市民からの苦情等のトラブルはなかったのか。

(答弁)

受付時間の短縮当初は、それを知らずに来庁した市民からの苦情もあったが、現在は定着し特にトラブルは発生していない。

(要望)

飾磨支所においても受付時間の短縮当初は混乱が

予想されるため、様々な手段を通じて事前の周知を徹底されたい。

(質問)

駅前市役所で令和 8 年 7 月中を目途に窓口予約制を導入するとのことだが、それ以降、駅前市役所は完全予約制となってしまうのか。

(答弁)

予約をせずに来所した場合もフロアマネージャーにより発券機へ案内し、受付できるようにしている。

ただし、予約をした上で来所した場合と比べ待ち時間が長くなるので予約制のメリットについて周知していきたい。

(質問)

予約制を導入するのは住民異動届等の主な業務とのことであるが、具体的にどのような業務が該当するのか。

(答弁)

収納業務と比較的時間の短い証明書発行業務以外の全ての手続に対し予約制を導入したいと考えている。

(質問)

予約制を導入するメリットについて説明してもらいたい。

(答弁)

予約制を導入することで、混雑する時間帯や手続内容を事前に把握し、適切な職員配置を行うことが可能となる。これにより、待ち時間や手続時間の短縮につながると考えている。

(要望)

予約システムの導入に当たっては、かえって予約を取る方が煩わしいという状況にならないよう、誰もが使いやすい簡便なシステムの構築に努められたい。

(質問)

議案第 52 号、(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例について、同審議会に本市議会議員から委員を推薦してもらいたいとのことであるが、議会は市が作成し提案した条例案を審議し議決する立場である。条例案を作成する審議会に議員が入れば、自ら作成に関わった条例案を自ら審議することになり、利益相反に当たるのではないかと懸念するところである。その点について市としてどのように考えているのか。

(答弁)

委員の指摘は二元代表制における市議会と市長部局の関係からのものと理解している。

しかし、このたび同審議会において作成しようとしている(仮称)姫路市自治会加入促進条例(以下、「自治会条例」という)は、令和8年第1回定例会において条例の早期制定を求める決議が全会一致でされていることから、市として重く受け止め、市長も可能な限り早期の条例制定に向け取り組む方針を示しており、議会と市長部局の方向性は完全に一致しているものと考えている。

最終的な自治会条例案は年度内に市長から責任を持って提案し議会で審議してもらおうが、その前段階として、同審議会では条例の骨子となる部分について広く意見を聴取したいと考えている。連合自治会や市民の意見も聴取するが、日頃から市民や自治会から様々な意見を受け付けている市議会議員の意見についても骨子案の作成段階から反映させることは、条例の早期制定にも資するものであると考えている。

二元代表制の中、議決機関である議会が同審議会に入ることへの懸念は理解するが、よりよい条例となるよう、この段階からの市議会の協力をお願いしたい。

(質問)

同審議会の委員には、外国人定住者の増加やIT化の推進など、昨今の自治会を取り巻く状況に詳しい多様な人材を求めるべきであると考えているが、どのような分野の専門家を求めているつもりなのか。

(答弁)

委員指摘のとおり、外国人定住者は増加傾向で、今後は地域で共に生活する住民として受け入れる体制が必要であるため、外国人と共生するに当たっての課題に詳しい者を委員として迎えたいと考えている。

また、自治会役員の負担軽減の観点からもITやDXの推進に関する専門家、条例制定に当たり地方自治法など法律の専門家、地域コミュニティに関する専門家を学識経験者として迎えたいと考えている。

さらに、マンション等の集合住宅に居住する市民の自治会加入への意識醸成に向けて、不動産関連事業者にも参画してもらおうなど、他都市の事例も参考にしながら多様な人材を委員としたいと考えている。

(質問)

今年度内の条例議案提出を目指すとのことであるが、骨子案の取りまとめ時期等のスケジュールについてどのように考えているのか。

(答弁)

本議案が議決されれば、速やかに審議会を開催し、令和8年12月をめどに骨子案を取りまとめ、パブリック・コメントを実施した上で令和9年第1回定例会に条例議案を提出したいと考えている。

(質問)

パブリック・コメントは周知状況によってはあまり意見が集まらない場合がある。自治会条例は全ての市民に影響のあるものであるため、アンケートや団体へのヒアリングなど、パブリック・コメントだけにとどまらない市民意見聴取の方法を導入すべきであると考えているがどうか。

(答弁)

指摘のとおり、パブリック・コメントに加えて、双方向の意見聴取やアンケートなど可能な限り多様な手法を取り入れたいと考えている。

(質問)

現在、市から自治会へ多くの行政事務を委託しているが、その業務量や対価が適正なのか疑問に思っている。

令和9年3月に自治会条例を制定しても、具体的な施策への予算反映が間に合わない可能性があるため、同審議会による審議と平行して、自治会との関係や委託事務の妥当性を検証する内部組織を設け、早急に検討すべきであると考えているがどうか。

(答弁)

自治会への行政事務の負担が非常に大きいとの声は多数受けている。

まずは、行政事務委託の内容を庁内で精査し、無駄や重複はないか、紙ベースで作業する必要はあるのか、デジタル化の可能性はないか、自治会以外の団体への分担の可能性などを検討したいと考えている。

また、行政事務委託は昭和50年代から続く制度であり、制度名称や委託という枠組みが現在の時代に適合しているかも含めて見直す必要があると考えており、自治会の運営維持に対する支援の在り方、財政的に継続可能な制度設計について抜本的に検討していきたい。

(質問)

自治会条例の究極の目標は自治会加入率を 100%にすることであると思うが、条例で自治会への加入を義務付けることは法令上可能なのか。

(答弁)

自治会は任意団体であり、憲法で集会・結社の自由が保障されている以上、加入の義務化は認められず、仮に条例で義務化を規定しても無効な条文となる。

加入の促進に当たっては、自治会が地域の安全・環境美化などを支えていることを市民に理解してもらうことが重要であり、強制ではなく理解に基づく加入を促したい。

(質問)

置塩サービスセンターの置塩公民館への移転に伴い、現事務所での業務は令和 8 年 7 月 30 日(木曜日)で終了し、新事務所での業務開始は令和 8 年 8 月 3 日(月曜日)からとのことである。移転期間に平日を含めているが、土日の 2 日間では移転作業は完了しないのか。

(答弁)

同センターの移転に当たっては、単に備品を移動させるだけでなく、有線 LAN の配線やネットワークの再構築が必要であるため、3 日間が必要となる。

同センター業務を休止する 7 月 31 日(金曜日)については、近隣住民に対する事前周知を徹底したいと考えており、具体的には古知、置塩地区においては案内チラシを全戸配布し、夢前地区については自治会回覧で周知を図りたい。

(要望)

同センターをよく利用する近隣住民の方々が、同センターに行ってみたが開いていなかったとならないように十分な事前周知をされたい。

(質問)

市役所本庁 1 階のマイナンバーカード更新手続による混雑解消を目的に、姫路市マイナンバーカード特設センターにおいてもカードの交付が可能となるよう業務内容を拡充するとのことであるが、更新通知に案内を同封するなど、プッシュ型の周知に力を入れなければ、結局市役所本庁に集まってしまうと思うがどうか。

(答弁)

周知に当たっては、ランディングページという更新通知から市民が最初にアクセスするウェブページを大幅に改修しようと考えている。具体的には支所等の受付場所ごとの混雑状況を顔のアイコンの表情を用いて分かりやすく表現し、市側から特設センターの利用を依頼する形ではなく、市民自らが空いている特設会場を選択するような手法を取り入れたい。ランディングページの改修は混雑が予想されるお盆休みの時期までに完了させたいと考えている。

(要望)

市役所本庁は駐車場が利用しやすいなどの理由から市民が集まりやすい傾向があると思うが、特設センターへ行くことに対して市民がメリットを感じられるような形での通知をしっかりと行われたい。

(質問)

令和 7 年度から公民館の土足化を進めていると聞いているが、これにより公民館の清掃頻度の増加が想定されるがどのように考えているのか。

(答弁)

公民館の土足化は、障害者や高齢者の靴の脱ぎ履きの負担軽減、事故防止、障害者差別解消法における合理的配慮の観点から、調理室やドライ化されていないトイレ、畳部屋などを除き、原則実施する方針で令和 8 年度中の全館実施を目標に取り組んでおり、現在 29 館が完了している。

土足化により床の汚れや傷、雨天時に滑りやすくなるなどの懸念が各館長から寄せられているため、丁寧に説明し理解を求めているところである。

清掃頻度は館の規模や状況により異なるため、具体的な頻度を一律に通知してはいないが、ワックスがけについては、従来は 2 年に 1 回の委託であったが、土足化を踏まえ今年度から毎年実施するよう変更している。

(質問)

公民館の空調や照明などの附帯設備のメンテナンスはどのような頻度及び体制で行っているのか。また、メンテナンスに係る予算措置はどのようになっているのか。

(答弁)

附帯設備のメンテナンスは定期点検は行っておらず、調子が悪いとの連絡があれば、その都度業者へ修

理を依頼し、修繕費で対応している。

(質問)

故障時の修理ではなく、空調のフィルター清掃や季節の変わり目の動作確認など、一般的な維持管理に必要なメンテナンスはどのようにしているのか。

(答弁)

空調等附帯設備の日常的な点検は各館で実施している。

(質問)

各館で業者委託しているということか。それとも館長が自ら空調の清掃などを行っているのか。

(答弁)

業者委託はしていない。

(質問)

高齢の館長も多く、天井に埋め込まれた空調の清掃などを行うのは危険が伴うとともに、適切に清掃がされなければ施設のエネルギー消費量に影響が出ると思われる。

公民館は市の施設であるため、設備の点検・清掃のような基本的なメンテナンスについては、予算措置の上、業者に委託して行う仕組みを整える必要があると思うがどうか。

(答弁)

指摘のとおり、館長の負担や安全面の課題は重要である。予算措置を含め庁内で検討していきたい。

**市民局終了**

**10時56分**

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

**健康福祉局**

**11時06分**

**職員紹介**

**前回の委員長報告に対する回答**

・姫路市すこやかセンターのあり方検討の結果に関して、各地域における団体の活動状況や担い手の有無といった実情を把握し、受皿として機能する具体的な見込みを早期に立てられたいことについて

今後、高齢者の通いの場を地域展開していくに当たり、その担い手や事業の実施方法も含め、様々な可能性を検討しているところである。既に各地域で主体的に活動されている団体にも担い手としての参加を期待しており、活動状況など実情の把握に努めている。

また、高齢者福祉分野において、担い手不足が課題となる中、民間のノウハウや地域DXなど、あらゆる社会資源を介護予防に活用していくことが重要であると考えている。

本市では、高齢者の健康づくりや社会参加など様々な活動にインセンティブを与え、行動変容を促す「ひめさんぽ」の導入や、地域情報のデジタル掲示板「ひめまっぷ」の導入を進めている。

こうした取組も踏まえ、すこやかセンターの利用者に対し、地域における通いの場や健康づくりについて、できるだけ早期に方向性を示すことができるよう取り組んでいきたい。

**付託議案説明**

- ・議案第55号 姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

**報告事項説明**

・姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画の策定に向けた対応について

・姫路市地域福祉計画の策定に向けた対応について

・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第10期）の策定について（進捗状況）

・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第10期）における介護保険施設等の整備（案）について

・高齢者・障害者を対象にした鉄道優待助成の実証開始について

・保健所大規模改修の見直しについて

・姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例に係るパブリック・コメント手続の実施について

・姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例に係るパブリック・コメント手続の実施について

**質問**

**11時34分**

(質問)

75歳以上の高齢者及び障害者手帳所持者を対象にした鉄道優待助成の実証実験について、本取組は高齢者の鉄道優待助成の再開に向けて、新たな仕組みの実現可能性を検証するため、JR西日本と共同で実施するもので、その仕組みとしては、対象者が所有するICOCAカードをJR西日本のシステムにあらかじめ登録した上で鉄道を利用することで、後日、利用実績に応じて運賃相当のポイントが還元されるとのこ

とである。

しかしながら、ポイントの還元に当たっては、高齢者の場合、まずオンラインによる抽選申込が必要であり、当選後にスマートフォン等を用いてＪＲ西日本の専用サイトでアカウント取得やＩＣＯＣＡ番号の登録、マイナンバーカードによる本人認証も必要となるなど、私自身でさえ申込みできるか不安を感じるほど非常に複雑な手続となっており、申込みをちゅうちょしてしまう人も多いのではないかと思うが、今回の実証実験に当たり、どの程度の応募があると見込んでいるのか。

（答弁）

新たな優待助成の仕組みは、現状の技術の中では、買物等の目的外利用を防ぎつつ、鉄道助成を実現する手法として最も可能性が高いものでもあるが、多くの人にとって難しい手続であることも十分認識しており、コールセンターやサポート窓口の開設を予定している。

また、今回の実証実験においては、どの程度の応募があるかも含めて課題等を把握し、実現可能性を見極めたいと考えている。

（質問）

本実証実験の周知についてはどのように考えているのか。

（答弁）

周知については、広報ひめじ8月号への掲載やＪＲ姫路駅構内のデジタルサイネージ、山陽電車駅構内へのポスター掲示を予定している。

（要望）

このたびの実証実験においては、新たに障害者も対象となっていることから、全ての対象者に情報が行き届くよう十分に周知されたい。

（質問）

交通優待助成カードであるひめじウェルカードについて、令和8年5月初旬に姫路駅のタクシー乗り場で幾つかのタクシーに対して同カードを利用できるか確認したところ、ことごとく「うちでは使えない」と回答されたため、仕方なく現金で乗車したとの相談を市民から受けた。

同カードが利用可能なタクシー会社の一覧や使い方についてどのように周知しているのか。

（答弁）

市民に対する同カードの使い方の案内については、同カード送付時に利用可能なタクシー会社の一覧を同封している。

なお、市内では前之庄タクシーを除く全てのタクシー会社及び個人タクシー協同組合に加入する全ての個人タクシーで利用可能である。

（質問）

タクシー事業者側への利用方法等の周知はどのように行っているのか。

（答弁）

タクシー事業者への周知については、同制度の開始前にタクシー協会等へ説明会を実施している。

相談者の事例では、制度開始直後ということで運転手への周知が十分でなかった可能性があるため、今後は運転手の制度理解が進むように、タクシー協会と連携していきたい。

（要望）

利用者側も使い方を理解しておく必要はあるが、現場のタクシー運転者の一人一人がしっかり理解し、丁寧に対応できるよう周知を徹底されたい。

（質問）

現保健所の大規模改修計画について、居ながら改修による工事を予定していたものの、2度の入札において、いずれも応札者がなく入札不調になったことを受け、改修方針をゼロベースで見直し、複数の整備手法を検討した結果、令和9年度末に廃止予定のすこやかセンターを大規模改修し保健所として利活用する方針としたとのことであるが、現保健所の機能は全て新たな移転先であるすこやかセンターへ移転させるのか。

（答弁）

現時点では基本的に全ての機能を移転する計画としている。

（質問）

現保健所は移転後どのようにしようと考えているのか。

（答弁）

現時点では具体的な活用方法は未定であるが、市内部の未利用財産利活用のマニュアルに基づき跡地活用について検討していくことになる。

(質問)

現保健所は解体するのか。

(答弁)

市内部において施設の利活用も含めた検討を行い、利活用案を持つ部署がなければ解体する方針となると考える。

(質問)

すこやかセンターの廃止については議会でも議論の上、決定していることであるが、いまだ存続を望む市民の声があることも事実であるため、市議会としても市民に説明する際には、なぜ保健所をすこやかセンターへ移転しなければならないのか論理的に示す必要がある。

しかしながら、本委員会へ提出された資料には検討経緯や今後の方針の説明はあるものの、具体的な数値があまり示されておらず不十分である。

まずは、2度の入札不調によってどの程度の損失が出たのか説明してもらいたい。

(答弁)

方針見直し前の計画である居ながら改修のための基本設計・実施設計に約6,600万円を要しており、それが入札不調に伴う損失と言える。

(質問)

次に、資料には整備手法として無人改修、移転新築、居抜き公共施設の利活用といった複数の手法を検討したとあるが、具体的な検討内容が示されていない。

これでは、保健所を移転させるためにすこやかセンターを廃止したのではないかと誤解される可能性があるため、各整備手法にかかる工事費の比較等を示した資料を追加で提出されたい。

(答弁)

後ほど追加で資料を提出したい。

(委員会中に資料配付)

(質問)

追加で配付した資料について説明してもらいたい。

(答弁)

当該資料は保健所大規模改修の見直しに当たり比較検討した整備手法ごとの整備期間と概算工事費を示したものである。

まず、比較検討した整備手法は、①として、当初案である居ながら改修する案、②として、仮設庁舎に移

転し現保健所を無人改修する案、③として、新たな場所に移転し新築する案、④として、すこやかセンターを大規模改修し移転する案の4つの手法を検討している。

整備期間としては、①案であれば設計見直し及び工事期間として約5年、②案であれば仮設庁舎の設計施工・保健所改修設計及び工事期間として約5年、③案であれば現地調査・設計及び工事期間として約4年で済むが、用地選定に複数年かかることが見込まれ、④案であれば、すこやかセンターの改修設計と工事期間として約4年と見込んでいます。

概算工事費としては、①案が約47億円、②案が約35億円、③案が約35億円、④案が約23.5億円かかると見込んでいます。

以上より、整備期間が最も短く、工事費も安いことから、④案のすこやかセンターへの移転改修案が最も優れていると判断し、今回の方針決定に至っている。

(質問)

概算工事費はどのように算定したのか。

(答弁)

①案については見直し前の実施設計によるものであり、②案から④案までについては、営繕課の協力を得ながら同規模の類似施設の整備費用を参考に算定している。

(質問)

③案と④案はともに移転案であり、現保健所の解体が前提にあると思われるが、解体費用も概算工事費に含まれているのか。

含まれていないのであれば現地で大規模改修する案である①案と②案の工事費と比較する上で不公平であると思うがどうか。

(答弁)

解体費用は含まれていない。

(要望)

すこやかセンターの廃止に反対する市民に対し、議会としても検討の結果最適な選択をしたと説明できる資料が必要である。

現状の資料では説明が不十分であるため、もう一度きちんとした説明資料を提出してもらいたい。

(委員会終了後、資料配付)

(質問)

すこやかセンターへ移転する理由の1つとして本市公共施設の床面積総量の削減が挙げられているが、それぞれの施設の延床面積はどの程度なのか。

(答弁)

すこやかセンターの延床面積は約5,000平方メートル。現保健所の延床面積は約1万3,000平方メートルである。

(質問)

現保健所に比べすこやかセンターがかなり狭いのではと懸念するが、全ての保健所機能を移転することはできるのか。

(答弁)

現保健所の延床面積には立体駐車場や食肉衛生検査センターなど移転対象外の施設が含まれており、保健所として必要な面積は約3,700平方メートルと算定している。

一方、すこやかセンターの利用可能面積は約3,500平方メートルであるが、機能の精査や事務所集約化による共有部分の圧縮により、保健所として必要な機能はその範囲内で実現可能と判断している。

(質問)

③案の新築移転先は、どこを候補地として検討したのか。

(答弁)

保健所は市民の利便性が重要であるため、市の中心部かつ公共交通が利用でき、必要な面積が確保できることを前提に検討した。

比較表に示した案は、市の中心部で移転するとすればこの程度の費用になるという想定である。

(質問)

2度の入札不調の理由として、居ながら改修工事を行うことが技術的に難しかったのではないかと推察するが、市としてどのように分析しているのか。

(答弁)

入札が不調となった理由は、居ながら改修工事の複雑性だけでなく、大阪関西万博に起因する建築・設備事業者の人員不足など複数の要因が重なったものと考えている。

(質問)

どの時点からすこやかセンターへの移転を検討し始めたのか。

(答弁)

実際に市の未利用財産利活用の方針に基づいて手続を進めたのは、すこやかセンターの廃止の方針が決定してからである。

しかし、2度の入札不調を受け、ゼロベースで計画の見直しを行っていたことから、少しでも可能性のあるものは全て候補地として検討しており、結果的にはあり方検討懇話会での検討開始時から候補地の1つとして検討はしていた。

(質問)

すこやかセンターを改修する場合、新築と比べ施設を使用できる期間が短くなると思うが、すこやかセンターは今後何年程度の使用が可能なのか。

(答弁)

すこやかセンターは当初50年の使用を想定して建設されており、竣工から24年が経過しているため、使用できるのはあと26年程度と考えている。

委員指摘のとおり、新築の場合と比べれば施設を使用できる期間は短くなるが、整備費で比較すると新築と比べ約12億円有利であることからすこやかセンターへ移転する判断をしたものである。

(要望)

すこやかセンターに移転することで結果として当初計画と比較して整備費は少額となっているものの、入札不調により設計費約6,600万円が無駄になっていることは反省すべきである。今後は無駄な費用が発生しないよう計画段階からより慎重な検討をされたい。

また、すこやかセンター廃止については市民から残念との声を多く聞いている。代替施設となるイーグレひめじ、花の北市民広場などの受皿機能を十分に確保し、市民が安心して利用できるように努められたい。

(質問)

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業(第10期)の策定に向け開催している計画策定会議の会議資料が別冊資料として本委員会にも報告されている。その中で、現計画である第9期計画に基づく介護保険施設等の整備の実績と現状が報告されているが、募集床数を設定したにもかかわらず実績がゼロ床であった施設類型が幾つかある。例えば、特別養護老人ホームがそうであるが、第9期計画では29床を募

集したが実績がゼロ床であり、第10期計画では募集しない方針となっている。

これは第9期計画における需要予測が間違っていたということなのか。

(答弁)

特別養護老人ホームについては、現在、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅などの民間施設の整備が進んでおり、待機者数も少ないことから施設はおおむね充足していると判断し、第10期計画では整備しないこととしている。

特定施設についても第10期計画で整備しないこととしているが、特別養護老人ホームと同様の理由である。

(質問)

特別養護老人ホームの待機者数が209人とのことであったが、複数の施設へ重複して申し込んでいる人を除けばもう少し少なくなるのではないか。

(答弁)

待機者数の209人は名寄せ済みであり、重複申込みを除いた実数である。

(質問)

特別養護老人ホームにおいて8月から食費が上がり利用者の負担が増えるが、低所得者への支援策を検討するべきと考えるがどうか。

(答弁)

特別養護老人ホームの食費の増額については、近年の食材費などの物価高騰を踏まえて国が基準額を100円上げたことによるものであり、これは介護分野に限らず他の分野においても同様であるため、基本的には理解してもらいたい。

(要望)

介護保険施設等の整備に当たっては、施設を整備すること自体を目的とせず、必要な人が適切に利用することに焦点を置きながらしっかり計画されたい。

また、サービス付高齢者住宅で補完可能というが、特別養護老人ホームではなくサービス付高齢者住宅が選択されている背景をしっかりと認識してもらいたい。本当は退院後すぐ特別養護老人ホームに入りたいものの、なかなかすぐに入れないため、入りやすいサービス付高齢者住宅を選択している人は多いと思う。介護事業者からは、監査において、一般住宅に住む要

介護3の人が「ヘルパーを使いすぎではないか」などの指摘をよく受けると聞いているが、改めて要介護3の人が一般住宅で生活する場合に必要なサービス量を実態に即して見極めた上で、適切な監査指導を行うようにしてもらいたい。

(質問)

認知症高齢者グループホームについては、認知症高齢者の増加等を踏まえて第10期計画では新たに36床整備するとのことであるが、グループホームは負担限度額認定の対象外であり、利用者の自己負担額が高額となるため、利用したくてもできない市民が多くいるのではないかと考えている。

他都市では認知症高齢者グループホームの家賃等への補助事業を独自に実施している自治体もあるが、本市においてもグループホームを生かすために同様の補助事業の実施は検討できないか。

(答弁)

グループホームの居住費・食費への補助については、全国的な動向を調査しつつ、今後必要に応じて検討していきたいと考えている。

(質問)

姫路市在宅介護実態調査において、在宅の要支援・要介護者が、今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスはという問いに対して、掃除・洗濯、買物等の外出同行、見守りとの回答が多かったようだが、これらは現在最も人手が不足している部分である。どのサービスも家庭内に入るものであるため外国人にはハードルが高いと思うが、どのようにして人材確保を図っていこうと考えているのか。

(答弁)

洗濯や掃除などの業務に従事する職員の確保については、現在、要支援者向けの総合事業の見直しを進めており、令和9年4月から段階的に実施していく予定である。その中で、要支援・要介護者に必要なサービスが提供できるよう、人材確保の方策も併せて検討していきたい。

(要望)

新たな総合事業では地域住民による家事支援を介護ヘルパー不足への対策として期待しているようだが、実態調査では介護支援として家事をしたいと回答した人はほとんどいなかったと思う。介護保険事業計

画が実態に即しているのか十分検証されたい。

(質問)

持続可能な介護保険制度の実現に向け、業務負担の軽減や事務の簡素化は以前から掲げられているが、現場の実態としては全く簡素化されていないとの声をよく聞いている。

さらに、新たに処遇改善加算制度が開始され、それに伴い重要事項説明書の変更や同意取得など事務負担が増えている状況である。

居宅介護支援事業所は利用者負担がないため、重要事項説明書の再作成や利用者の押印を必須としない自治体もあるが、本市では、事務負担の軽減に向けどのようにしていこうと考えているのか。

(答弁)

指摘のとおり、介護保険制度の開始以来、事業所における契約書や重要事項説明書等の事務負担は続いているのが現状である。しかし、介護サービスは利用者と事業者の契約関係の上で提供されるものであるため、致し方ない部分もある。どのような点が負担となっているのか介護支援専門員協会や老人福祉施設連盟等の関係団体と意見交換し、改善策を検討していきたい。

また、処遇改善加算制度は支給限度額の枠外で算定され、他サービスの利用を圧迫しない仕組みとなっており、市としては必ずしも重要事項説明書の取り直しまでは求めてはいないものの、トラブル防止のため両者の取決め等を何らかの書面での形で残しておくべきであるとは考えている。しかし、過度な書類作成を求めないように手続のさらなる簡素化を図りたいとは考えている。

(質問)

姫路市医師会が懸命にACP（人生会議）に取り組み、勉強会を重ねているにもかかわらず、実態調査では高齢者の9割が「知らない」と回答しており、事業者には伝わっているが、高齢者本人には届いていない状況である。大分市のように条例をつくりACPへの参加を市民の役割として位置づけている例もあるが、本市として市民への広げ方をどう考えているのか。

(答弁)

ACPについては確かに周知されていない状態である。厚生労働省の政府広報には反響があったことも

踏まえ、今後は医療機関や関係団体と連携し市民への周知の在り方を検討していきたい。

(質問)

介護予防のための通いの場について、自治会が中心となり開催会場は増えているものの、実態調査によると全く参加していないと回答した人が7割もいる状況である。これは、市がいきいき百歳体操にこだわってきた結果、そこには行きたくないという人が多いのではないかと感じている。やりたいことがないという回答もあり、介護予防教室の内容の見直しが必要であると考えているがどうか。

また、その対策として「ひめさんぽ」を導入しているものと思うが、どの程度高齢者に広まっているのか。

(答弁)

通いの場については総合事業の見直しの中で、生活支援体制整備事業と一体的に考えることで対応していきたいと考えている。

また、「ひめさんぽ」については、現在6,000人程度が参加しており、現在姫路市内の各所で実施しているスマホサロンの中でさらに普及させていきたいと考えている。

(要望)

通いの場については、いきいき100歳体操にこだわらず、多様な人が行きたいと思えるものに改善してもらいたい。

(質問)

本市では軽度認知障害の早期発見をテーマに勉強会を繰り返し開催しているが、認知症は発見するだけでなく予防することが重要である。高齢者の実態調査では脳トレやゲームをやりたいという声が上がっており、こういった機会を増やしてもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

認知症については、現在、中部電力と早期発見に向けた実証実験をしており、目標であった100人の参加を達成したところである。

早期発見後の予防の在り方については今後の課題であり、現在、すこやかセンターでコグニサイズを実施しているが、全市的な認知症予防につながる通いの場については今後計画の中で検討していきたい。

健康福祉局終了

12時17分

**意見取りまとめ** **12時17分**

(1)付託議案審査について

・議案第52号、議案第54号、議案第55号及び議案第78号、以上4件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3)委員長報告について

・委員長に一任することに決定。

**意見取りまとめ終了** **12時19分**

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】

**正副委員長退任挨拶** **12時20分**

**閉会** **12時22分**